

議案第 4 号

丸亀市教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定により、丸亀市教育長職務代理者を指名する。

令和 6 年 5 月 13 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦